



E V応援プラン重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

1. E V応援プランのお申込みについて

- お客様がE V応援プランのご契約を希望される場合には、あらかじめ電気需給約款【低圧】、E V応援プランB / C（約款）、電気重要事項説明、E V応援プラン重要事項説明（本書面）、（販売代理事業者にて契約され該当する場合）販売代理事業者の定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客様に関する事項を承諾のうえ、当社指定の様式にてお申込みをいただきます。
- E V応援プランB / Cのお申込みにあたっては、お申込者ご本人または同居家族が電気自動車（E V）またはプラグインハイブリッド車（P H V）を所有または使用されていることもしくはその見込みであることが主たる条件となります。この条件に当てはまらないお客様は、お申込みいただけませんので、ご了承ください。

2. 契約に伴う不測の不利益について

- 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
 - ① 過去電力使用量の照会不可
 - ② 解約に伴う違約金の発生（複数年契約等の場合）
 - ③ 発行ポイントの失効
 - ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
 - ⑤ 電気ご使用量のお知らせ（検針票）の戸別配布終了
 - ⑥ 従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可
例）東京電力エナジーパートナー株式会社の場合：電化上手 等
- 当社の従量電灯Bまたは従量電灯CからE V応援プランB / Cに契約種別の変更を希望されるなどの場合、お客様が電気をご使用される時間帯によっては、必ずしも経済的利益が得られないことがある（電気料金が増える可能性がある）ので、ご留意ください。

3. ご契約の内容について

- 契約種別については、小売電気事業者切り替えの場合には、E V応援プランB / Cのうち、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用いたします。またその際の契約電流・契約容量は、従前の小売電気事業者との間で適用されていたものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- 契約電流が30A以下の場合等、当社がE V応援プランで提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。

4. 電源構成・非化石証書の使用について

- 当社は、再エネ指定の非化石証書を使用することにより、お客様が使用される電気のすべてを、実質的に再生可能エネルギー100%の電気として供給いたします。なお、主な電源種として、火力発電等によるものが含まれます。
- 電源構成および非化石証書の使用状況については、それらの計画値および実績値を、当社所定のウェブサイトにて公表することにより、お客様にお知らせいたします。

5. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- 電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- 電気料金は、E V応援プランB / C（約款）の別表にもとづいて計算されます。
- お客様が電気の契約先をご検討される際の比較しやすさを考慮し、当社の電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社の経過措置料金と同様の料金構成（基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金）としています。
- 燃料費調整額の計算方法は当社ホームページをご覧ください。
- 電気使用量は、昼間時間（午前5時から翌日の午前1時まで）と夜間時間（午前1時から午前5時まで）に区分して集計されます。それぞれの区分ごとに集計された電気使用量に単価を乗じて電力量料金を計算します。



EV応援プラン重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

- ・EV応援プランは、時間帯別料金制のため、スマートメーターにより時間帯別使用量が計量できることが前提のプランです。スマートメーターの設置が新しいプランへの切替日以降になる場合、スマートメーターが設置されるまでの期間における30分ごとの使用電力量は、計量された使用電力を均等に配分して得られる値いたします。
- ・電気使用量および請求金額は、お客さま専用Webサイト（マイページ）にてご確認いただきます。

6. 契約種別の変更と電気自動車等の確認について

- ・EVやPHVを譲渡された場合など、本プランの条件を満たさなくなった場合には、速やかにご連絡ください。当社において、適切な契約種別に変更させていただきます。
- ・EV応援プランB/Cの契約期間が通算して5年経過するごとに、お客さまの電気自動車等の所有状況等をご確認させていただきます。
- ・上記の確認にご協力いただけない場合には、当社の従量電灯Bまたは従量電灯Cなど、適切な契約種別に変更させていただきます。

7. その他の事項について

- ・本書面には、EV応援プランにおいて特記すべき事項のみ記載しています。本書面に記載されている事項を除き、電気重要事項説明において記載されている内容についても、EV応援プランにおいて適用されますので、よくお読みください。

8. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、当社へお問い合わせください。
株式会社 東急パワーサプライ（小売電気事業者登録番号 A0069）
お客様センター 一般電話・携帯・PHSから 0120-109-708 受付時間：9:30～18:30
なお、電気需給契約を販売代理事業者においてご契約いただいたお客さまは、その販売代理事業者にお問い合わせください。

■クーリング・オフに関する事項

本契約が訪問販売・電話勧誘販売でご契約された場合で、お客さまがクーリング・オフを行おうとするときは、お申込書（お客様控え）裏面に記載された事項をよく読んでお手続きください。